法定事務

独自利用事

	No	事務	区における事務事業	事由	新規・変更の内容	担当課 (情報保有課)
国の法令改正により追加・変更が生じたもの	1	法定 事務	介護保険法による地域支援事業	変更	・介護保険法改正により、平成28年4月から地域支援事業が「介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」から、「介護予防・生活支援サービス事業」「一般介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」となる。 ・担当課が2つの課に分かれる。(地域包括ケア推進課と高齢者支援課)	高齢者福祉課
	2	法定事務	地域子ども・子育て支援事業(保育園・子ども園関係) ①延長保育事業 ②預かり保育事業	追加	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」の改正により、平成28年1月から区における法定事務の追加	保育園子ども園 課
	3		子ども・子育て支援法による子どものための教育給付の支給(幼稚園事務)	変更	国基準(子ども・子育て支援法施行令)改正に伴い、平成28年4月より、低所得のひとり親世帯等の保育料負担軽減制度が導入される。「ひとり親世帯等」の「等」の中に「障害児がいる世帯」が含まれることになるが、現在庁内連携情報に障害者関係情報がないため、庁内連携情報に障害者関係情報を追加する。	学校運営課
	4	独自 事務	幼稚園の入園料に関する事務	変更	同上	学校運営課
	5	独自 事務	私立幼稚園等園児保護者保育料及び入園料補助 金	変更	同上	学校運営課
	6	独自 事務	私立幼稚園就園奨励費補助金	変更	同上	学校運営課
	7	独自 事務	区立子ども園入園料算定事務	変更	同上	保育園子ども園 課
追加・変更が生じたもの	8	独自 事務	重症心身障害児等在宅レスパイトサービス	追加	・新宿区重症心身障害児等在宅レスパイトサービス実施要綱の制定に伴い、平成28年4月から、新たに区で実施する事務で、28年1月から利用開始している法定事務(障害者総合支援法によるサービス)と業務上一体管理する。	障害者福祉課
	9	独自事務	認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業 ↓(事業が2つに分かれる)	*	・新宿区介護者リフレッシュ支援事業実施要綱の改正に伴い、平成28年4月から「介護者リフレッシュ支援事業」へ事業を変更する。(介護者向け事業)・これまで利用者負担額は一律(300円)としていたが、平成28年4月から介護保険利用者負担割合に応じて2段階となる。	高齢者福祉課
			①介護者リフレッシュ支援事業 ②一人暮らし認知症高齢者への生活支援サービス		・新宿区一人暮し認知症高齢者への生活支援サービス事業実施要綱の制定に伴い、平成28年4月から「一人暮し認知症高齢者への生活支援サービス」へ事業を変更する。(本人向け事業)・これまで利用者負担額は一律(300円)としていたが、平成28年4月から介護保険利用者負担割合に応じて2段階となる。	高齢者福祉課
	10	独自 事務	高齢者おむつ費用助成	変更	・新宿区高齢者紙おむつ費用助成実施要綱の改正により、平成28年4月から対象者の条件に、介護保 険料段階の区分を加える。そのため、庁内連携情報の介護保険情報に「介護保険料段階」を追加する。	高齢者福祉課
そ の 他	11	法定 事務	児童福祉法による結核児童の療育給付	追加	・本来、平成28年1月から利用開始であった法定事務であったが、対象者がいなかったため利用事務として対応していなかった事務	保健予防課
	12	独自 事務	児童育成手当事務	変更	・本来、平成28年1月から庁内連携情報として児童扶養手当支給情報を記載すべきであった が、記載していなかった事務	子育て支援課